

会 議 録

1 会議名

令和 7 年度第 1 回上越市水道水源保護審議会

2 議題

- (1) 委嘱状交付（公開）
- (2) 委員自己紹介（公開）
- (3) 会長及び副会長の選出（公開）
- (4) 上越市水道水源保護審議会の概要について（公開）
- (5) その他（公開）

3 開催日時

令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 2 時から

4 開催場所

上越市ガス水道局 本局 4 階 災害対策室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 佐藤委員、羽賀委員、斎藤信夫委員、塚田委員、長池委員、
齊藤敏一委員
- ・ 事務局： 高橋ガス水道事業管理者、西山ガス水道局長
供給計画課 中島課長、尾地参事、大前計画調整係長、
保科主任、伊藤主事
浄水センター 川久保センター長

8 発言の内容

【尾地供給計画課参事】

定刻となりましたので、これより、令和7年度 第1回上越市水道水源保護審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。私は、本日の進行をさせていただきます、ガス水道局供給計画課参事の尾地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、委員就任にご快諾賜りましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして上越市ガス水道事業管理者の高橋よりご挨拶申し上げます。

【高橋ガス水道事業管理者】

上越市ガス水道事業管理者の高橋でございます。

本日は、ご多用の中、上越市水道水源保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より、当市のガス水道事業に多大なるご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本審議会につきましては、上越市水道水源保護条例に基づきまして、本市の水道水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため設置しているものであり、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議をしてい

ただくものであります。

後ほど、事務局から上越市水道水源保護審議会の概要等についてご説明いたしますが、これまで、水道水源保護条例に基づいて、当審議会でご審議をいただき、現在、市内 13 か所の水道水源を保護地域として指定しております。

また、皆様も報道でご存じかと思いますが、先月の 4 月 5 日に新潟県が運営する高田発電所の水圧鉄管が破断し、当局の主要浄水場である城山浄水場が停止しております。本審議会とは直接関係ございませんが、そちらについても、後ほど事務局から情報提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、上越市の水道水源の保護のため、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【尾地供給計画課参事】

それでは次に、高橋から委員の委嘱状を交付させていただきます。高橋の方からお席に伺いますので、そのままお待ちください。

【高橋ガス水道事業管理者】

委嘱状。佐藤芳徳様。上越市水道水源保護審議会委員を委嘱します。令和 7 年 4 月 1 日。上越市長 中川幹太。よろしくお願いいたします。

(以降同様に交付)

【尾地供給計画課参事】

それでは、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、3名から欠席のご連絡をいただいております。委員総数9名のうち、6名の皆様からご出席をいただいております、上越市水道水源保護条例第17条第2項に規定する『委員の半数以上の出席』がありますことから、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、委員改選後初めての審議会開催となりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

以降の進行は着座にて失礼いたします。

お配りいたしました、委員名簿の順番にお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、一言ずついただきますようお願いいたします。

【佐藤委員】

佐藤芳徳と申します。上越教育大学にいました。専門は、自然地理学、水文学です。水文学というのは馴染みがないかもしれませんが、水に文学と書いて、河川や地下水の科学ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

【羽賀委員】

新潟県上越地域振興局地域整備部長の羽賀と申します。上越は、この4月に

参りましたが、2年前まで同じ地域整備部で副部長として勤務していました。

この地域は本当に脆弱な地形であるとか豪雪地帯ということで、水に関して言えば問題もあるような地域です。今回高田発電所の事故があり、城山浄水場が停止しているというということで、私どもの方にも水利用の関係で調整が必要ということを聞いております。やれることはやりたいと思いますので、何でも気軽に相談していただければと考えております。どうぞよろしくお願いします。

【斎藤信夫委員】

新潟県上越地域振興局の農林振興局で森林林業を担当しております斎藤と申します。よろしくお願いします。

森林林業といいますと、やはり水源を守るのが使命であると思っております。最近の情報で言いますと、皆さんご存じかとも思いますが、今年に入ってから全国的に林野火災が非常に大きな規模で起きております。件数自体は年々減ってはいますが、今年に入ってから非常に大規模な火災が発生し、気を付けていきたいということで皆さんに働きかけているところでございます。新潟県の林野火災についてはこの連休明けが一番のピークになってきますので、この5・6月というのは気を付けていきたいと思えます。皆さんのご協力をお願いしたいということで挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

【塚田委員】

一般公募で選ばれました塚田和浩と申します。よろしくお願いいたします。

【長池委員】

桑取会の代議員をしております長池守和と申します。

以前委員に任命されていたことがあったのですが、しばらく審議会が開かれずにいて今回初めて出席しました。自覚を持とうとこのゴールデンウィークに初めて柿崎のダムを見学に行ってみいました。こちらの桑取川系とか正善寺の方はよくわかっているつもりだったのですが、こちらにも立派な施設があるのだなと感心して見てきました。よろしくお願いいたします。

【齊藤敏一委員】

正善寺紫陽花会という草刈りやゴミ拾いといったことをダムの周辺で活動している代表をしております。この組織は 2000 年頃に立ち上げまして、今年で 25 年目になり、現在は私が引き継いでいます。毎年春の雪が消えない頃、草木が芽吹かない頃にダムの周辺をパトロールして、落ちているゴミなどを回収しております。当初に比べて、最近は軽トラック 2 台分くらいで済んでいて、今年は特に雪も深かったので、少なかったというイメージです。最初の頃はもう 10 トントラック 1 台分くらいありました。以前は、応接セット、テレビ、便器、オートバイ、耕運機等が放置されていたので、大分減ってきたのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

【尾地供給計画課参事】

なお、本日、欠席されている委員をご紹介します。新潟県上越保健所長の山崎理委員、ガンバ米山副会長の星野亨委員、不動生産森林組合 組合長理事の草間敏郎委員、以上 3 名でございます。

続きまして、ガス水道局の職員についてご紹介させていただきます。

【西山ガス水道局長】

皆様お疲れ様でございます。ガス水道局長の西山でございます。この 4 月から局長をしております。委員の皆様には色々ご面倒をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

【中島供給計画課長】

お疲れ様でございます。審議会の事務局をしております供給計画課の課長の中島と申します。よろしく願いいたします。

【川久保浄水センター長】

お疲れ様でございます。浄水センター長の川久保と申します。よろしく願いいたします。

【尾地供給計画課参事】

なお、大変申し訳ございませんが、高橋と西山は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

続きまして、次第の「4 会長及び副会長の選出」に移りたいと思います。上越市水道水源保護条例第 16 条第 1 項において、会長 1 名、副会長 1 名は、『委員の互選』により定めることとなっております。立候補及び推薦を含めご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

（ 意見なし ）

事務局に腹案がございますが、お示ししてよろしいですか。

（ 異議なし ）

事務局といたしましては、以前まで会長を務めていただきました、佐藤芳徳委員にお願いできればと考えております。また、副会長につきましては、以前より委員を務めていただいております、斉藤敏一委員にお願いできればと考えております。いかがでしょうか。

（ 異議なし ）

ありがとうございます。それでは、会長を佐藤芳徳委員、副会長を斉藤敏一委員にお願いいたします。

それでは、お二人には前の席に移動していただき、恐れ入りますが、一言ずつ就任のご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

【佐藤会長】

改めまして、ただいま会長を仰せつかりました佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私はこの審議会の設置当時から委員をさせていただいております、ずっと上越市の水道水源保護に携わってまいりました。水道水源は申すまでもなく、量と質の両面から検討する必要がございます、ご承知おきの方もいらっしゃるかと思いますが、かつてこの地域は、日本で将来水不足が懸念される地域の一つとされておりました。随分心配しましたが、柿崎川ダムが完成しまして、量の面では解決したと考えております。水質につきましては常に気を配っていかなければならないということがございますので、この水道水源保護審議会で活発なご審議を賜りますようにどうぞよろしくお願ひいたします。

【齊藤敏一副会長】

齊藤でございます。この委員の期間は長いのですが、まだ若輩者でございます。何卒ご指導ご鞭撻をいただき成長していけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

【尾地供給計画課参事】

ありがとうございました。続きまして議事に移りますが、上越市水道水源保護条例第 17 条第 1 項に基づき、議長を佐藤芳徳会長にお願いして進めたいと思います。それでは、佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

【佐藤会長】

これより議長を務めさせていただきます。速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。それでは、次第の「5 上越市水道水源保護審議会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

【中島供給計画課長】

供給計画課の中島です。よろしくお願いいたします。

私からは、資料 1 に基づきまして、上越市水道水源保護審議会の概要について、審議会の設置目的や水源保護地域の指定・解除の経過等について説明させていただきます。

それでは、資料の 1 ページをご覧ください。

「1 審議会設置の目的及び経緯」であります。平成 6 年 3 月に上越市水道水源保護条例が制定され、平成 7 年 1 月に水源保護に関する重要な事項について調査・審議するための上越市水道水源保護審議会を設置しました。その後、平成 8 年 3 月まで計 4 回開催し、桑取川水系各取水ダム集水区域と正善寺ダム集水区域の水源保護地域指定に関する審議を行いました。平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、平成 18 年度から年 4 回の頻度で各区の水源保護地域の指定の審議を行い、平成 22 年 3 月までに、当時、市内 16 か所あったすべての水源について、水源保護地域の指定を完了しました。平成 29 年 11 月には、浦川原区の上猪子

田浄水場及び真光寺浄水場の廃止に伴いまして、両浄水場の水源である水源保護地域の取扱いについて審議を行った結果、両地域の指定を解除することとしました。さらに、令和 2 年 1 月、三和区の多能浄水場の廃止に伴いまして、水源である水源保護地域の取扱いについて審議を行った結果、地域の指定を解除することとしました。これにより、現在の水源保護地域は 13 か所となっています。

次に、「2 審議会の運営について」であります。

平成 22 年度以降、水源保護地域の指定や対象事業の事前協議に関する審議案件がなかったことから、近年は不定期に開催しております。今後も、審議案件・事前協議事項があった場合には、その都度、審議会を開催いたします。

次に、「3 委員の任期及び委嘱数について」であります。

当審議会委員の任期は、水道水源保護条例第 15 条に基づきまして 2 年となっております。委員の委嘱数ですが、現在は、水道水源保護条例第 14 条第 2 項に基づきまして、「識見を有する方」が 1 人、「関係行政機関の職員の方」が 3 人、「公募に応じた市民の方」が 1 人、「その他市長が必要と認める者」として、主要水源保護地域から 4 人の方に委嘱を行っております。ちなみに、現在の委員の皆様は任期につきましては、令和 9 年 3 月 31 日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして 2 ページをご覧ください。

「4 水源保護地域の指定・解除の経過」についてであります。

冒頭説明させていただきました、「1 審議会設置の目的及び経緯」でご説明させていただいた部分と一部重複する部分がありますが、ご了承いただきたいと思います。

平成 6 年 3 月に上越市水道水源保護条例を制定いたしまして、翌年の 1 月に当審議会を設置しております。その後、平成 8 年 3 月に水道水源保護審議会を計 4 回での審議を経て、桑取川水系各取水ダム集水区域と、正善寺ダム集水区域を水源保護地域に指定しております。平成 8 年 4 月には、正善寺ダムの水源保護地域に隣接する形で産業廃棄物処理施設の計画があがりましたが、その後、上越市ほか関連町村及び市民の反対により、業者は産業廃棄物処理施設の計画を取り下げております。平成 18 年 8 月には、上越市の合併後初の水源保護地域の指定ということで、城山浄水場水源である、名立川水系取水ダムの集水区域と正善寺ダムの集水区域周縁部の一部について、水源保護地域として指定しております。平成 19 年 3 月には、柿崎川ダムの集水区域を水源保護地域に指定しております。また、水道水源保護審議会で、集水区域の周縁部を指定する場合の一定の幅については 200m を基準とするべきとの意見の提起をいただきまして、その後の水源保護地域の指定については、集水区域の周縁部 200m も水源保護地域

として指定しております。その後、平成 19 年 9 月から、各区の水道水源の集水区域及び周縁部の水源保護地域の指定を行っております。平成 22 年 3 月に正善寺ダム、桑取川・名立川水系取水ダム、柿崎川ダムの各周縁部を水源保護地域に指定し、当時、市内の全水源、16 か所に水源保護地域の指定を完了いたしました。平成 29 年 11 月には、浦川原区の上猪子田浄水場及び真光寺浄水場の廃止に伴いまして、両浄水場の水源である水源保護地域の指定を解除いたしました。さらに、令和 2 年 1 月、三和区多能浄水場の廃止に伴いまして、水源である多能貯水池集水区域と周縁部の水源保護地域の指定を解除いたしました。現在は、市内 13 か所の水源が水源保護地域に指定されております。

続きまして 3 ページをご覧ください。

「5 上越市水道水源保護条例」の抜粋でございます。

第 1 条では、本条例の目的として、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守るとを目的としております。

第 2 条では、用語の意義を明記してございます。

第 6 条では、水源保護地域の指定及び解除の手続きについて、明記してございます。

第 7 条及び第 8 条では、事前の協議及び措置等について明記してございます。

水源保護地域に指定されると、水源保護地域内でゴルフ場、産業廃棄物処理業、土砂採取業、砂利採取業等を行おうとする場合、管理者との事前協議が必要であり、また、審議会の意見を聴き、管理者が水源を汚濁する、または汚濁するおそれがあると認定した場合は、設置を禁止することとなっております。

第 13 条では、審議会の設置について明記してございます。

水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、水道水源保護審議会を設置しているものであります。

なお、条例の全文につきましては、別冊でお配りさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、4 ページをご覧ください。

「6 水源保護地域一覧」でございます。

現在、市内 13 か所の水源について、水源保護地域として指定している箇所の一覧でございます。水源保護地域として指定している面積は、集水区域が 97.8 平方キロメートル、集水区域の周縁部が 19.6 平方キロメートル、合計で 117.4 平方キロメートルとなっております。

続きまして、5 ページをご覧ください。A3 の用紙になります。

市内 13 か所の水源保護地域の位置図になります。各水源の青色の部分が、集水区域、緑色の部分が周縁部で、水源保護地域として指定している箇所を示して

おります。また、各水源に付している番号については、前のページ、水源保護地域一覧に示してある番号と一致しております。

以上、条例や審議会の概要についてご説明申し上げました。

なお、条例施行後からこれまでの間、審議会にお諮りした開発行為はございませんでしたが、昨年、水道水源保護地域内において、開発を行いたい旨の相談があり、現在、開発の詳細について質疑等を行っている段階であります。ゴルフ場や産廃処理施設のような大規模な開発行為ではありませんが、今後、審議が必要となる可能性がございますので、お含みおきくださるようお願いいたします。

資料はございませんが、昨今世間で話題となっている PFAS についてこの場をお借りして説明させていただきます。

当市においては、問題が顕在化してきた令和 2～6 年度にかけて原水あるいは水源の水を採取し、いずれも基準を大きく下回ることを確認しています。

また、PFAS は、令和 8 年度から検査義務と基準の遵守義務のある水質基準項目に格上げになることが既に決定されております。それと同等の形で、市内 39 か所において、水道水の水質検査を実施した結果、基準値内であり安全性を確認しています。

ガス水道局のホームページにも検査結果を掲載しており、市民の方からお問い合わせがあった際は、そちらでご説明させていただいております。委員の皆様

にもご承知おきいただきたく説明させていただきました。以上です。

【佐藤会長】

この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

【長池委員】

水質検査の採取した場所や検査方法等もホームページに掲載されていますか。

【中島供給計画課長】

採取した住所は掲載しています。水質検査は、上越環境科学センターに採取から一括して委託しておりまして、ガス水道局の方で検査方法をご案内しているということはありません。

【佐藤会長】

他にご意見・ご質問等はございますか。

(意見・質問なし)

では、続きまして、次第の「6 その他」ですが、事務局から何かありますか。

【大前計画調整係長】

ガス水道局供給計画課の大前でございます。よろしくお願いいたします。

今回の審議案件ではありませんが、今後審議が必要となるかもしれない『水源保護地域内での開発計画について』と、この度の県営高田発電所の水圧管路の破断事故について情報提供させていただきます。

まずは水源保護地域内での開発についてです。こちらは、まだ事前相談の段階ですので、具体的な資料をお示しすることができずご容赦いただきたいと思いますと思いますが、当市の水源保護地域内において開発計画があるものです。

先ほど中島からも説明させていただきましたが、資料 1 の 3 ページにありますとおり、水源保護地域内でゴルフ場、産業廃棄物処理業、土砂採取業、砂利採取業等の事業所を設置する場合は、ガス水道事業管理者に事前協議し、開発地域の住民及び給水対象の住民に対して説明会等を実施しなければなりません。また、本審議会の意見を聴き、管理者が水源を汚濁する、または汚濁するおそれがあると認定した場合は、設置を禁止することとなっております。

この度相談を受けております案件は、この 4 つの事業に合致するものではありませんが、類似の事業として条例第 2 条第 3 号オの「その他水質汚濁を招くおそれのある事業」に該当する可能性があり、現在、開発計画の詳細について質疑等を行っている段階であります。今後も慎重に審査を行い、対象事業となる場合は、本審議会に諮ることとなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会に直接関係するものではありませんが、県営高田発電所の水圧管路の破断事故と、それに伴う城山浄水場の停止について情報提供させていただきます。

資料 2 をご覧ください。

1 ページの新潟県の報道資料では、4 月 6 日に水圧管路が破断したこととなっておりますが、実際は前日の 4 月 5 日夕方に異常を覚知しており、その後城山浄水場への原水の流入が無くなったことから、城山浄水場の運転を停止しました。

最後のページに A3 で添付しておりますが、上越市では、市内の 9 割以上の浄水を、城山浄水場、正善寺浄水場及び柿崎川浄水場の 3 浄水場で賄っており、通常融雪期には城山浄水場と柿崎川浄水場を、融雪水が無くなる夏場以降には正善寺浄水場と柿崎川浄水場をメインに配水運用しております。

4 月 5 日の停止以降は、夏場と同じく正善寺浄水場と和田浄水場と深谷浄水場の地下水浄水場を加えて配水運用しておりますが、このままでは夏場の水量確保に不安があることから、現在は、水圧管路の管理者である新潟県上越利水事務所に仮設管の設置など、城山浄水場への通水の早期再開をお願いしているところです。

なお、城山浄水場は、令和 5 年度から今年度までの 3 か年で大規模改修工事を実施しており、令和 8 年 3 月に竣工する予定です。今回の事故による直接の被害はありませんが、原水の流入が無いと竣工できないことから、水圧管路の管理者である県利水事務所に早期の復旧をお願いしているところです。

以上です。

【佐藤会長】

折角の機会ですので、委員の皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。

【斎藤信夫委員】

先ほど開発の事前の相談を受けているとのことですが、規模的には何ヘクタールなどわかるものですか。まだそこまで言えないのであれば無理にとは言いません。まだ言えない状況でしょうか。

【中島供給計画課長】

規模的にはどちらかという小規模、市レベルでの開発行為といったところ
です。大規模ではありません。

【斎藤信夫委員】

1ヘクタールもいかないような規模でしょうか。

【中島供給計画課長】

それよりは少し多いのですけれども、何十ヘクタールまでではないです。

【佐藤会長】

大規模だと、県の環境アセスメントなどが必要だと思うのですけれども、小規模だともしかしたら必要ないのかもしれないですが、この水道水源保護条例には規模の指定はございませんので、そういった案件があった場合は審議していただくことになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

【長池委員】

直接の案件ではないという話でしたけれども、土砂崩れ・水道管の破裂の原因は何なのでしょう。

【中島供給計画課長】

これは管理者が県のため、私どもも詳しくは把握できておりません。聞いているところによりますと、県の利水事務所の方で原因究明をするためにコンサルなどに委託をして調査しているということです。破断した原因が何なのかというところについては、今後明らかにしていくと聞いております。

【長池委員】

ありがとうございました。昨今話題の老朽化があれば、あちこち該当するようなところが出てくるのかなと心配になりました。お訊きしました。

【佐藤会長】

ありがとうございました。他に何かご意見・ご質問等ありますでしょうか。

許可の問題もやっぱり大きな問題かと思います。

では、折角の機会ですのでただ今議題に上がったこと以外にも何か忌憚のないご意見・ご質問等ございましたら頂戴したいと思いますけれども、何かありますでしょうか。

【齊藤敏一委員】

管路が 50 年・60 年経っている場所というのはあるのでしょうか。

【中島供給計画課長】

私どもの水道管の法定耐用年数というのは、よくニュースなどでも言われておりますが、40 年です。法定耐用年数というのは、減価償却をする期間と同じですが、40 年を超えている当市の管路は 13～14%ほどあります。これが突出して多いかというと、全国の類似の規模の事業体の平均からしてかなり低いものとなっています。これまでの実績からみても、40 年で管路を交換しなければならないかというと、実はそういうことではありません。ビニール管や铸铁管などの管の種類によって変わりますが、50～60 年ほど持つといわれておりまして、最近布設しているポリエチレン管などについては 90～100 年持つと考えられています。ダクタイル铸铁管が現在メインの管種であります。ダクタイル鉄管協会によれば、管自体は 100 年ほど持つといわれておりますが、埋設されている土壌の条件などに応じて変わってきます。我々としましては、40 年で更新はしませんが、50・60 年という一定の基準を設けた計画を基に現在更新を実施しているところです。基幹管路という重要な管路の耐震化率について、当市は 40%ほどです。全国平均が 43～44%程度なので若干下回っておりますが、県内平均でみると上回っています。先ほどの老朽化とも相まっていくわけですが、耐震化についても進んでいないというわけではではありません。40%というと低く感

じられるかと思いますが、何かトラブルが発生した際に被害が大きくなる上流の方から耐震化を進めていることもありまして、上流は大きな配管で費用も掛かりますのでなかなか進まないわけですが、これから徐々に小さな配管の方も耐震化を進めていく予定です。

当市の特徴として、先ほど 40 年超の管路が十数パーセントと申し上げましたが、1970 年よりも前の管路は殆ど残っておりません。80 年代以降の管路が圧倒的に多いです。理由として、下水道との同時更新や、昔の石綿セメント管という弱い配管の改善、ガスの老朽管と合わせて水道の老朽管も更新したため、比較的管路は新しくなっております。ただし、国に指定されている耐震の管種というものがあまして、実はそれに合致しない管種があります。新しいが、耐震管ではないというものです。そういった管路を耐震管にするために 40 年経過していない管路を入れ替えなければならないのかということ、それは違うと考えております。その管路が耐震管でないから地震の時に被害がでるかということそういうことではなくて、基幹管路というのは、震度 6 強以上の地震であっても機能を保つことができるという基準になっております。当市の耐震化率が約 40%ですが、震度 6 弱以下のレベル 1 という基準で算定すると、約 90%になります。その結果として、能登半島地震の際、当市は震度 5 強を記録しましたが、管路について付属している部品からの漏水はあったものの、直管部での漏水はなく、全市で断

水もありませんでした。これにより、管路の健全性は証明できているかと思えます。

【佐藤会長】

ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

よろしいでしょうか。また何かございましたら事務局に直接お問合せください。

それでは、これにて議事を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。ここからの進行を事務局にお返しいたします。

【尾地供給計画課参事】

佐藤会長、どうもありがとうございました。最後に、中島供給計画課長が閉会のご挨拶を申し上げます。

【中島供給計画課長】

本日は、佐藤会長、斉藤副会長をはじめ、委員の皆様方には何かとご多用のところ、上越市水道水源保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

本日紹介させていただきました、水源保護地域内での開発行為につきまして

は、委員の皆様には随時情報提供を行いながら、内容を慎重に審査していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、上越市の水道水源の保護のため、今後もお力添えを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

【尾地供給計画課参事】

閉会の前に事務連絡をさせていただきます。

今後審議が必要な事項が生じた場合には、改めて委員の皆様にご案内を申し上げます。その際には、恐れ入りますがご協力をお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回上越市水道水源保護審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

9 問合せ先

ガス水道局供給計画課計画調整係 TEL：025-522-5519

E-mail：keikaku-gw@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。